

中小企業成長促進補助金（第2弾） 交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、中小企業等が取り組む、DXによる省力化・業務効率化や、新技術の導入による生産性向上等に資する設備投資について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する会社又は個人
- 二 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号の規定による法人
- 三 会社若しくは個人又は法人税法別表第二に該当する法人、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人、若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であって、次のイ、ロのいずれかを満たす者
 - イ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人であること
 - ロ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数（常勤）が2,000人以下であること
- 2 この要綱において「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
 - 二 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
 - 三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
 - 四 発行済株式の総数又は出資価格の総額を前3号に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等
 - 五 第1号から第3号に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小企業者等

（補助対象者）

第3条 補助金の対象者は次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- 一 千葉県内に補助事業を実施する事業所等を有する中小企業者等（みなし大企業は除く。）であること
- 二 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと
- 三 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること
- 四 宗教上の組織若しくは団体でないこと
- 五 政治団体若しくは政治的な活動を目的とする団体でないこと

（補助の対象となる事業及び補助対象経費等）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に定める生産性向上等に資する設備投資とする。

- 2 補助事業の経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助額は、別表2のとおりとする。
ただし、証拠資料等により、支払金額等が確認できる経費に限る。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、

その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者、又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)) が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするもの、その他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約、その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付の申請）

第5条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める交付申請書に必要な書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、申請者に通知する。

2 知事は、前項の審査により、補助金を交付しないと決定したときは、申請者に対してその理由を示すものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業の内容の変更（別表3に規定する重要な変更に限る。）をする場合においては、別に定める変更承認申請書により知事の承認を受けること
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること
- 四 事業の着手は、補助金の決定を受けてから行うこと
- 五 その他知事が必要と認める事項

（補助事業の経理等）

第8条 第6条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間保存し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第9条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項の規定による特定目的会社、又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3の規定による金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第12条の規定による確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項の規定による通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次のいずれかに掲げる事項を主張する権利を保留し又は異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項の規定による通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項の規定による承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定、その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと

三 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）の規定により、知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行について、知事の要求があったときは、速やかに別に定める状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けたときを含む。）、別に定める実績報告書に必要な書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第7条第1号の規定による変更の承認をした場合は、その内容とする。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第14条 前条の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める交付請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別に定める消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（是正のための措置および立入検査）

第16条 知事は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

2 知事は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、知事の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

（交付決定の取消し）

第17条 知事は、補助事業者が規則第17条第1項の各号の規定のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。なお、これは補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（暴力団密接関係者）

第18条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第3項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

（補助金の返還）

第19条 知事は、第17条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、前項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者からの申し出により返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

（財産の管理等）

第20条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、別に定める取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同条ただし書の規定による期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準じるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、別に定める取得財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の場合において、知事は、補助事業者が取得財産等を処分したときは、補助金の全部若しくは一部を納付させることがある。

(事業効果報告)

第22条 補助事業者は、申請日が属する事業年度終了後3年間、当該補助事業に係る過去1年間における事業効果等について、毎事業年度終了後3月以内に、別に定める事業効果報告書により知事に報告しなければならない。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月22日から施行する。

別表 1（第 4 条第 1 項関係）

事業区分	内容
省人化 (業務効率化)	製品の製造工程又は商品若しくはサービスの提供過程を効率化することにより、従来よりも少ない労働力で、従来と同量以上の製品を製造し又は従来と同等以上の商品若しくはサービスを提供できるようになること
生産量の 増大	従来と比較して短時間又は少ない製造工程若しくは提供過程で、従来と同量以上の製品を製造し又は従来と同等以上の商品若しくはサービスを提供できるようになること
製品・サービスの 高付加価値化	今後、成長が見込まれる分野（D X・G X等）に資する革新的な製品・サービスの開発ができるようになること

別表 2（第 4 条第 2 項関係）

経費区分	内容	補助率	補助額
設備等導入費	補助事業の遂行に必要な機械装置の購入・製作・改良に要する経費、システムの購入・構築に要する経費及び機械装置等の運搬又は据付に要する経費	1 / 2 以内	上限 3,000 万円以内 (下限額 500 万円) ※ 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨て ※ 補助対象となる機械装置等及び専用ソフトウェア・情報システム等は、単価 50 万円（税抜）以上のものとする ※ 「設備処分費」の補助対象経費への計上額は、交付すべき補助金額の確定時に認められる補助対象経費の総額の 1 / 2 が上限
設備処分費	生産性向上等の取組を行う目的で、補助事業者が所有する死蔵の設備機器等を廃棄・処分する、又は借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復するために必要な経費		

別表 3（第 7 条第 1 号関係）

重要な変更
1 交付申請時に補助事業により取得するとしていた補助対象物品の変更 2 補助事業の内容変更（ただし、補助目的及び効果に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。） 3 補助事業実施場所の変更 4 補助事業の全部又は一部を他に承継させること